

令和元年度 生駒市地域防災計画修正（案）【補足説明資料】

【修正のポイント】

- ① 組織改編に伴う名称変更（後日修正）
- ② 生駒市廃棄物処理計画策定に伴う記述の追加
- ③ 南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応

南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応について

【趣旨】平成31年3月に内閣府より発表された「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」（以下「検討ガイドライン」と表記）に基づき、その地域防災計画等への反映要領を検討するもの

1 検討ガイドラインの位置づけ（別冊内閣府資料参照）

- 南海トラフ大規模地震の発生可能性が高まったと評価された場合に、地方公共団体、指定公共機関、企業等がとるべき防災対応を検討し、あらかじめ計画としてとりまとめるために参考となる事項を記載したもの
- 国が南海トラフ沿いの地域において地震の発生可能性が高まっている旨の情報を発表した場合には、その情報を活用し被害軽減につなげていくことが重要

2 検討ガイドライン要旨（別冊内閣府資料参照）

(1) 防災対応をとるべきケース

ア 以下の以上な現象が観測された場合、気象庁は「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」を発表する。

- 南海トラフの想定震源域またはその周辺でM6.8以上の地震が発生
- 南海トラフの想定震源域のプレート境界面でゆっくりとした滑りを観測

イ 前号の現象が以下のケースと判定された場合、気象庁は「南海トラフ地震臨時情報」を発表する。

- ① 南海トラフの想定震源域内のプレート境界において **M8.0** 以上の地震が発生（東海・東南海または南海プレート的一方で大規模地震発生：半割れケース）
- ② 南海トラフの想定震源域内または周辺域内において **M7.0** 以上の地震が発生（南海トラフ沿いで大規模地震より一回り小さい地震発生：一部割れケース）
- ③ 通常とは異なるゆっくりすべりが発生（ゆっくりすべりケース）

ウ 前号①では「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が、②及び③では「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表される。

(2) 防災対応の流れ

前号の①では1週間の「巨大地震警戒対応」とその後更に1週間の「巨大地震注意対応」を、②では1週間の「巨大地震注意対応」を、③ではすべり現象がおさまったと評価されるまでの間の「巨大地震注意対応」を求められる。

(3) 対応の地域区分

ア 検討ガイドラインは、各市町村を「事前避難対象地域」と「(その他の)南海トラフ地震防災対象地域」に区分（「事前避難対象地域」も更に「住民事前避難対象地域」と「高齢者等事前避難対象地域」に区分）して、「南海トラフ地震臨時情報」が発表

された場合の対応の基本が示されている。

イ 本市は、「事前避難対象地域」に含まれない「(その他の) 南海トラフ地震防災対象地域」に該当する。

ウ 「住民避難対象地域」については、津波災害に備えた避難勧告等の発令を行う必要があるが、これに含まれない「(その他の) 南海トラフ地震防災対象地域」については、津波災害に備えた避難勧告等の発令は必要とされない。

(4) 南海トラフ南海トラフ地震臨時情報発表時の対応の基本的方向性（「(その他の) 南海トラフ地震防災対象地域」）

ア 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合（＝半割れケース）

(ア) 最初の地震による被害状況に応じて、必要な緊急対応を実施する。

（参考：本ケースで想定される本市の最大震度は、南海プレート西側での地震では 5 強、東側の地震では 6 弱）

(イ) 後発地震に備え、明らかにリスクの高い事項についてはそれを回避する。

(ロ) 後発地震に備えつつも、通常の社会活動をできるだけ維持する。

(ハ) 地震に伴う土砂災害は、発生の危険性の高い個所の特定が困難であることから、土砂災害警戒区域等に対する一律の避難勧告等は実施しない。また住宅の倒壊や地震火災を想定した一律の避難勧告等も行わない。（いずれも個々の状況に応じて自主的に避難）この際、自主避難者には、知人宅や親類宅への避難を促すことを基本とする。

イ 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された場合（＝一部割れ、またはゆっくり滑りケース）

日頃からの地震への備えを再確認する等の対応を実施

（参考：一部割れケースで想定される本市における最大震度は 5 弱程度）

3 本市として必要な具体的対応（別紙「本市として必要な対応の概要」参照）

(1) 「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合の対応

ア 担当職員（防災安全課）を参集させ、県との連絡の保持等を行う。

イ 本情報の発表に先立ち、本市における震度 5 弱以上の地震があった場合は、既存の計画に基づき所要の応急対策を実施する。

(2) 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合の対応

ア 本市に大きな被害があった場合、後発地震の発生を警戒しつつ、応急対策を実施する。この際、住民等に後発地震の危険を周知して、できるだけ安全な防災行動を維持するよう情報発信する。

イ 本市の被害が軽微であった場合、災害応急対策が概ね終了した後も当初の地震発生から 1 週間を基準とし、警戒本部体制を維持して「巨大地震警戒対応」の措置をとる。その後警戒本部を閉鎖して警戒配備体制に移行し、更に 1 週間「巨大地震注

意対応」の措置をとる。

ウ 当初本市で発生した地震が震度 4 以下であった場合、「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」の発表により警戒本部要員を参集させ、同様の期間「巨大地震警戒対応」及び「巨大地震注意対応」の処置をとる。

エ 巨大地震警戒対応及び巨大地震注意対応として以下の措置を行う。

(ア) 市民等に対し情報発信を行い、日ごろからの地震への備えの再確認と、できるだけ安全な防災行動の実施を促す。

a 日頃からの地震の備えの確認の例

- 避難場所・避難経路の確認
- 家族との安否確認手段の確認
- 家具の固定の確認
- 非常持ち出し品の確認 など

b できるだけ安全な防災行動の例

- 高いところに物を置かない
- 室内のできるだけ安全な場所での生活
- すぐに避難できる準備（非常持ち出し品等）
- 危険なところにできるだけ近づかない など

(イ) 自主避難者には親類・知人宅への避難を促すが、状況により一部の施設を指定して自主避難者を受け入れる。この際、避難間の食糧やその他の必要品については、各避難者で用意するよう促す。

(ロ) 状況により、避難所・緊急避難場所に指定されている生涯学習施設等の全部・または一部の一般利用を停止する。(学校、幼稚園等の運営は維持する。)

(ハ) 市の各施設について、什器の固定・落下防止処置、防災設備の点検等を行う。

(ニ) 災害用備蓄品等の点検・確認を行い、車両用燃料等の補充を実施する。

(ホ) 市の実施する各種イベント等について、開催に伴うリスクが予想されるもので不要・不急のもの、特にリスクが大きいと考えられるものについては中止または延期する。実施する場合についても、その実施要領を見直しリスクの軽減を図る。

(ヘ) その他、明らかにリスクの高い事項は避けつつ、努めて市の平素の業務の運営を継続する。

(3) 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された場合の対応

ア 当初、震度 5 弱以上の地震の発生を伴わなかった場合、所要の職員を参集させて警戒配備体制に移行する。

イ 以下の期間、前項に準じて「巨大地震注意対応」の措置をとる。

(ア) 「一部割れケース」と判定された場合は当初の地震発生から 1 週間の間、

(イ) 「ゆっくり滑りケース」と判定された（＝有感地震の発生を伴っていない）場合は、「滑りが収まった」との評価が発表されるまでの間

4 災害予防計画に関連する事項

- (1) 南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき、住民があわてて地震対策をとることがないように、機会をとらえて、日ごろからの地震への備え等について周知する。
- (2) 地震に伴う土砂災害の不安がある住民に対しては、個々の状況に応じて、身の安全を守る等の防災対応の検討を促す。また土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者に対して、南海トラフ地震臨時情報が発表されたときの防災対応の検討を促す。
- (3) 住宅の耐震性に不安のある住民については、知人宅や親類宅への避難を予め検討しておくよう促す。

5 地域防災計画への具体的な反映

(1) 全般的考え方

現行の地域防災計画において南海トラフ地震に関する事項は、共通的内容のみ本編に、南海トラフ地震特有の細部の内容は資料編Ⅳ「広域災害（南海トラフ巨大地震）対策計画」に記載されているため、これを踏襲し、本編には一部の共通的内容のみを記載する。

(2) 本編への記載内容

本編第3部第1章第2節「地震災害配備体制」に、「南海トラフ地震臨時情報」発表に応じる体制及び緊急避難場所への自主避難者の受け入れに関する事項を記載する。
またこれに合わせ、動員票の修正を行う。

(3) 細部事項については、前号に記載した事項も含めて資料編Ⅳ「広域災害（南海トラフ巨大地震）対策計画」に、記載する。

この際、前項の「災害予防計画に関連する事項」については、第2章の予防計画に、記載する。

これ以外の内容は、新たに「第5章 南海トラフ地震臨時情報が発表されたときの対応」として記載する。

内閣府資料

「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた 防災対応検討ガイドライン(第1版)」の概要

(抜 粋)

ガイドラインの位置づけ

- 南海トラフ大規模地震の発生可能性が高まったと評価された場合に、地方公共団体、指定公共機関、企業等が、とるべき防災対応を検討し、あらかじめ計画としてとりまとめるために参考となる事項を記載
- 南海トラフ地震防災対策推進地域内にある地方公共団体、指定公共機関、不特定多数の者が利用する施設、危険物を取扱う施設等を管理又は運営する者等が活用することを想定
- 突発的な地震発生に備えて対策を進めていくことが基本であるが、国が南海トラフ沿いの地域において地震の発生可能性が高まっている旨の情報を発表した場合には、その情報を活用し被害軽減につなげていくことが重要

【ガイドラインの構成】

■第1編：共通編

- ・地方公共団体、指定公共機関・特定の企業等に共通する基本的な考え方
- ・国が発表する情報の流れ

■第2編：住民編

- ・地方公共団体の検討手順等

■第3編：企業編

- ・指定公共機関、特定企業等の検討手順等

地域	作成主体	法律に基づく計画策定義務等
南海トラフ地震防災対策推進地域(707市町村)全域	都道府県、市町村	南海トラフ地震防災対策推進計画 地域防災計画への反映に努める
	指定公共機関 ・電気事業会社 ・通信事業会社 ・ガス事業会社 ・流通事業会社 等	南海トラフ地震防災対策推進計画
推進地域のうち津波防災地域づくりに関する法律に基づき都府県知事が設定する津波浸水想定において、水深30cm以上の浸水が想定される区域	①病院、劇場、百貨店、旅館その他不特定かつ多数の者が出入りする施設 ②石油類、火薬類、高圧ガスその他政令で定めるものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設 ③鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業 ④地震防災上の措置を講ずる必要があると認められる重要な施設又は事業(1000人以上の工場、学校、社会福祉施設、地方道路公社が管理する道路・一般自動車道路、放送、ガス、水道、電気、石油パイプライン等)	南海トラフ地震防災対策計画

防災対応をとるべきケース

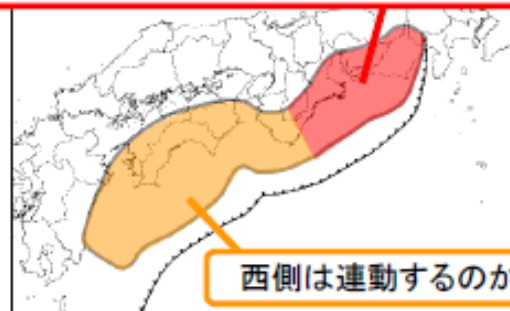
○M6.8程度以上の地震が発生した場合やプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等が発生した場合、それらに対する調査を開始し、地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価された際には、以下の3ケースに応じた防災対応を取る

半割れ(大規模地震 **M8.0 以上**)/被害甚大ケース

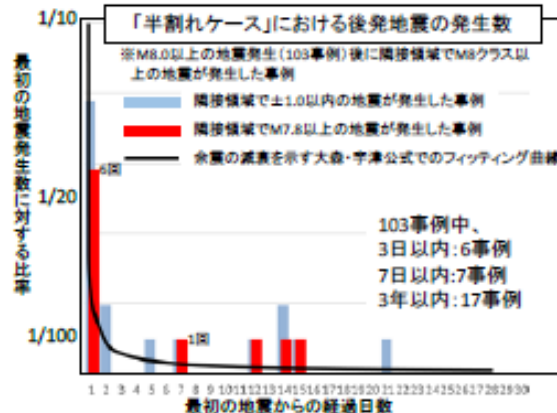
<評価基準>

- ・南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合

南海トラフ東側で大規模地震(M8クラス)が発生



西側は連動するの？



7日以内に発生する頻度は
十数回に1回程度
(7事例/103事例)

通常の100倍程度の確率

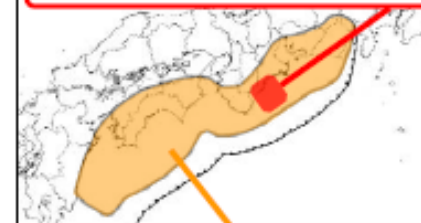
※通常
「30年以内に70~80%」の確
率を7日以内に換算すると千
回に1回程度

一部割れ(前震可能性地震 **M7.0 以上** **8.0 未満**)/被害限定ケース

<評価基準>

- ・南海トラフの想定震源域及びその周辺においてM7.0以上の地震が発生した場合(半割れケースの場合を除く)

南海トラフで地震(M7クラス)が発生



7日以内に発生する頻度は
数百回に1回程度
(6事例/1437事例)

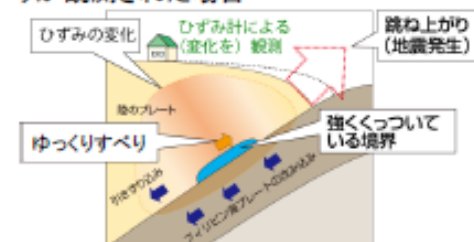
通常の数倍程度の確率

南海トラフの大規模地震の前震か？

ゆっくりすべり/被害なしケース

<評価基準>

- ・ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合



防災対応の流れ

観測した
異常な現象

南海トラフの想定震源域
またはその周辺で
M6.8程度以上の地震が発生

南海トラフの想定震源域の
プレート境界面で
**通常とは異なる
ゆっくりすべりが
発生した可能性**

異常な現象に
対する評価
(最短約30分後)

気象庁が「**南海トラフ地震臨時情報(調査中)**」を発表

有識者からなる「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し
起こった現象を評価

**プレート境界の
M8以上の地震
(※1)**

**M7以上の地震
(※2)**

**ゆっくりすべり
(※3)**

左の条件を
満たさない
場合

評価の結果
発表される情報
(最短約2時間後)

**南海トラフ地震臨時情報
(巨大地震警戒)**

**南海トラフ地震臨時情報
(巨大地震注意)**

**南海トラフ地震臨時情報
(調査終了)**

※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合(半割れケース)

※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合(一部割れケース)

※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えらえる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合(ゆっくりすべりケース)

防災対応の流れ

	プレート境界のM8以上の地震※1	M7以上の地震※2	ゆっくりすべり※3
発生直後 「ゆっくりすべりケース」 は検討が必要と認めら れた場合	● 個々の状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始		● 個々の状況に応じて防災対応を準備・開始
(最短) 2時間程度	巨大地震警戒対応 ●日頃からの地震への備えを再確認する等 ●地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難、それ以外の者は、避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難 ●地震発生後の避難で明らかに避難が完了できない地域の住民は避難	巨大地震注意対応 ●日頃からの地震への備えを再確認する等 (必要に応じて避難を自主的に実施)	巨大地震注意対応 ●日頃からの地震への備えを再確認する等
1週間			
2週間※4	巨大地震注意対応 ●日頃からの地震への備えを再確認する等 (必要に応じて避難を自主的に実施)	●大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う	●大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う
すべりが収まったと 評価されるまで	●大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う		
大規模地震発生まで			

※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合(半割れケース)

※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合(一部割れケース)

※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えらえる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合(ゆっくりすべりケース)

※4 2週間とは、後発地震警戒対応期間(1週間)+後発地震注意対応期間(1週間)

上表内の対応は標準を示したものであり、個々の状況に応じて変わるものである

「巨大地震警戒対応」 開始からの通常的生活までの住民の地域別対応

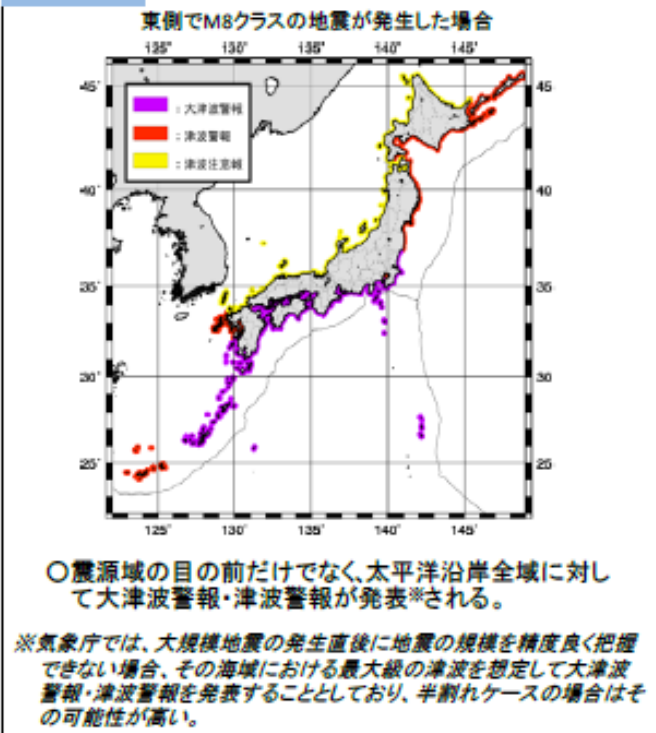
- 最初の地震発生後、南海トラフ全域の沿岸地域に緊急地震速報や大津波警報及び津波警報が発表され、当該津波予報区の住民は指定緊急避難場所へ避難
- 南海トラフ推進地域全体としては、日頃からの地震への備えの再確認等を行った上で、日常生活を行いつつ、個々の状況に応じて地震発生に注意した防災行動を取ることが基本

本市が該当する部分
(内閣府資料に加筆)

南海トラフ地震防災対策推進地域			
	(事前避難対象地域以外)	事前避難対象地域	
		高齢者等事前避難対象地域	住民事前避難対象地域
最初の地震発生から1週間	社会状況を踏まえて日頃からの地震への備えを再確認等	要配慮者のみ避難	全住民が避難
地震発生後1週間から2週間	日頃からの地震への備えを再確認等	日頃からの地震への備えを再確認等	日頃からの地震への備えを再確認等
地震発生後2週間以降	通常的生活※	通常的生活※	通常的生活※

※大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常的生活を行う

発生直後



地方公共団体における防災対応の検討

- 住民一人一人が防災対応を検討・実施することを基本とし、地方公共団体は必要な情報提供を行う等その検討を促すことが必要
- 南海トラフ推進地域全体としては、住民一人一人が日常生活を行いつつ日頃からの地震への備えの再確認等を行うことが基本となるが、地方公共団体は津波避難が間にあわない地域等の避難のあり方や避難所の確保等を検討する必要

巨大地震警戒対応の検討

住民編(地方公共団体の検討手順等)

○地震への備えの再確認等

- 日頃からの地震への備えの再確認等を中心とした防災対応

○避難対象者及び事前避難対象地域

- 避難対象者の特性に応じて健常者、要配慮者の避難速度を設定
- 津波到達時間の設定
- 避難可能範囲の設定
- 事前避難対象地域の設定

○土砂災害

- 地域の実情に応じて避難のあり方を検討

○住宅の倒壊、地震火災

- 耐震基準を満たしていない住宅の住民は避難をあらかじめ検討
- 地震火災は器具の使用控えによって火災の発生を防止

○避難所の選定及び移動方法

- 避難所の受け入れ人数の把握
- 避難所候補リストの作成
- 避難所の選定
- 避難所が不足する場合の対応
- 避難所への移動方法の検討

○避難所の運営

- 運営体制や運営する際の役割の検討

巨大地震注意対応の検討

○地震への備えの再確認等

- 日頃からの地震への備えの再確認等を中心とした防災対応

【巨大地震警戒対応】日頃からの地震への備えの再確認等

- 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認等、個々の状況に応じて、一定期間地震発生に注意した行動をとることが重要
- 地方公共団体は、同情報が発表された場合、住民があわてて地震対策をとることがないよう、機会を捉えて、日頃からの地震への備え等について周知することが重要
- 住民は、同情報が発表された場合、日常生活を行いつつ、一定期間、できるだけ安全な行動をとることが重要であり、普段以上に地震に備えて警戒するという心構えを持つことが必要

- ・ 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合、日頃からの地震への備えを再確認することにより、地震が発生した場合に被害軽減や迅速な避難行動が図られるようにする必要がある
- ・ 同情報発表時に、日頃からの地震への備えの再確認することに加え、日常生活を行いつつ、一定期間、できるだけ安全な行動をとることが重要であり、津波・土砂災害等の危険性が高い地域や、日頃利用する施設の安全性等をあらかじめ把握し、普段以上に地震に備えて警戒するという心構えを持つ必要がある

日頃からの地震への備えの再確認の例

- ・避難場所・避難経路の確認
- ・家族との安否確認手段の確認
- ・家具の固定の確認
- ・非常持出品の確認 など

できるだけ安全な防災行動の例

- ・高いところに物を置かない
- ・屋内のできるだけ安全な場所で生活
- ・すぐに避難できる準備(非常持出品等)
- ・危険なところにできるだけ近づかない など

※このような防災対応は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)後の最も警戒すべき1週間に限らず、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)発表時等においても同様

【巨大地震警戒対応】土砂災害等に対する防災対応の考え方

○地震に伴う土砂災害は、発生危険性の高い箇所の特定が困難であり、地震に伴う土砂災害の不安がある住民に対しては、個々の状況に応じて、身の安全を守る等の防災対応の検討を促すことが望ましい

○土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対しては、施設管理者に対して、入居者の身の安全を守る等の防災対応の検討を促すことが望ましい

○地震に伴う住宅の倒壊、地震火災に対しては、一律の避難を求めることを基本としない

土砂災害警戒区域・特別警戒区域

土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。

土砂災害特別警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。

警戒区域では

警戒避難体制の整備

土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように地域防災計画に定められ、警戒避難体制の整備が行われます。
【参考写真】



土砂災害ハザードマップの作成・配布
（茨城県鹿嶋市）



住民による土砂災害ハザードマップ確認状況
（鹿児島県姶良市）

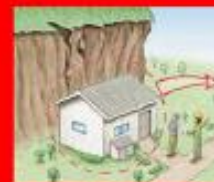
特別警戒区域ではさらに



特定開発行為に対する許可制
住宅や店舗や業務用施設等が設置されるための行為は、基準に合ったものによって許可されます。
【参考写真】



建築物の構造規制
既存する建築物は、建築基準法に定められた、耐震すると認定される建築物に対して建築物の構造が安全であるかどうか確認がされます。
【参考写真または市町村】



建築物の移転等の助成
著しい被害が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の助成が行われます。
移転については、住宅金融支援機構の融資等の支援を受けられます。
【参考写真】

本市として必要な対応の概要

